

# 地域見守りの取組みに関する協定書

飯館村（以下「甲」という。）と株式会社いちい（以下「乙」という。）は、高齢者等の異変を早期に察知し、適切な支援につなぐための「地域見守りの取組み」に関し、以下のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 甲と乙は連携して、「地域見守りの取組み」を行い、高齢者等、地域社会で支援する必要があると思われる方の異変を早期に察知し、医療、福祉などの適切な支援に速やかにつなぐことによって、高齢者等が安心して自立した生活が送れるようにすることを目的とする。

## （協力内容）

第2条 乙は、乙が行う「移動スーパーとくし丸」での移動販売の際に、訪問先で以下の各号に定める異変等を発見したときは、その状況等を総合的に判断した上で、必要と思われる場合には甲の指定連絡先（飯館村健康福祉課）に連絡を行うことにより、甲が行う「地域見守りの取組み」に協力をする。

- (1) 訪問時、所定の時間になんでも自宅から出てこず、電話やドアホンにも応答がない。
  - (2) 郵便受けに新聞や郵便物がたまっている。
  - (3) 日中にも関わらず外灯が点灯したままである。
  - (4) 日没後でもカーテンが閉められておらず、人影も確認できない。
  - (5) 頻繁に罵声が聞こえる、物を投げる音がするなど、虐待を受けているおそれがあると思われる。
  - (6) その他、異変等が発生していると推測できる状況である。
- 2 前項各号の他、倒れている人を発見した場合など緊急を要する場合には、乙の販売員は、救急車の手配や警察への連絡を行うものとする。

## （対象者）

第3条 前条で定める「地域見守りの取組み」の対象者は、乙が行っている販売業務を利用している高齢者等、地域社会で支援する必要があると思われる者とする。

## （甲の責務）

- 第4条 甲は第2条第1項で定める指定連絡先に変更が生じた場合は、文書をもって遅滞なく乙に連絡しなければならない。
- 2 甲は、「地域見守りの取組み」について広報活動などを通じて地域住民に広く周知するとともに、必要に応じて協力者としての乙の名称を公表する。
- 3 甲は甲が行う「地域見守りの取組み」の内容及び方法等に変更があった場合は、文書をもって遅滞なく乙に連絡するとともに、必要に応じて乙と協議を行う。

## （乙の責務）

第5条 乙は第2条に定める協力を行った際、甲、警察及び消防などから事情聴取を受けた場合には、積極的に協力する。

- 2 乙は見守りへの協力を行った際に知り得た個人情報については、「地域見守りの取組み」に対する協力中又は解除後においても適切に管理し、第三者への提供又は本協力以外の目的に使用してはならない。

## （不利益の責）

第6条 乙は、連絡や通報の有無により生じる対象者の不利益について、その責を問われない。

## （有効期間等）

第7条 本協定の有効期限は、本協定締結の日から起算して1年間とし、期間満了の1ヶ月前までに甲又は乙のいずれからも更新しない旨の意思表示がなされないときは、本協定は同一条件により更に1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、乙が村民の信用失墜を招いたと認められるときは、甲は本協定を一方的に破棄することができる。

## （協議）

第8条 本協定に定めるもののほか、必要な事項については、甲乙協議して定めるものとする。

## 附 則

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者がそれぞれ署名の上、各自1通を保持する。

令和4年9月12日

甲 福島県相馬郡飯館村伊丹沢字伊丹沢580番地1

飯館村長

杉岡

誠

乙 福島県福島市さくら一丁目2番地の1

株式会社いちい

代表取締役

伊藤 信弘